

# 阿蘇市ファミリーサポートセンター会則

(名 称)

第1条 本会は、阿蘇市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)称する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は阿蘇市とし、事業の運営は社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会が行う。

(事務所)

第3条 センターの事務所は、阿蘇市社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第4条 センターは、阿蘇市内において、乳幼児から小学生までの子どもの預かりの援助を受けたい方(以下「依頼会員」という。)と援助を行いたい方(以下「協力会員」という。)を会員として組織化し、会員相互による育児の援助活動を支援することを目的とする。

(事 業)

第5条 センターは前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録及び抹消
- (2) 援助活動の調整・把握
- (3) 援助活動に必要な知識を習得するための研修会の開催
- (4) 会員間の交流会の開催
- (5) 会報の発行及び、その他の啓発・広報活動
- (6) 援助活動中のトラブル等の処理
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、センターの目的達成に必要な業務

(会 員)

第6条 会員は、依頼会員と協力会員とし、センターの趣旨を理解し、かつ次の各号の要件を満たすものであって、センターの承認を得た者とする。

- (1) 阿蘇市内に居住し(依頼会員にあつては、阿蘇市内に勤務する者を含む)援助活動に関し、理解と情熱を有すること。
- (2) 依頼会員にあつては、援助を必要とする生後6ヶ月～小学校6年生までの子どもを育児していること。
- (3) 協力会員にあつては、概ね70歳未満の心身ともに健康で、センターが指定する講習会を受講し、積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 依頼会員と協力会員は、これを兼ねることができるものとする。

(会員の心得)

第7条 会員は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助会員は、その活動中は常に会員証を携帯すること。
- (3) 援助会員は、常に子どもの安全確保に留意すること。
- (4) 会員は、援助活動において知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。退会後も同様とする。
- (5) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (6) 販売、斡旋及び勧誘、物品の要求や寄付を受ける行為等をしないこと。
- (7) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入会等)

第8条 会員として入会する者は、所定の申込書(様式第1号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 協力会員は、センターが実施する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは第1項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式第2号)を発行する。
- 4 会員は、申込み内容に変更が生じたときは、登録内容変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(保険・損害賠償)

第9条 会員は援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

- 2 前項の保険加入に係る費用はセンターが負担するものとする。
- 3 会員は故意又は過失によりセンターに損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに退会届(様式第4号)を提出するとともに、会員証及び援助業務に関する書類等を返却するものとする。

(会員登録抹消)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消する。

- (1) この会則に違反したとき。
  - (2) 故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたとき。
  - (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
  - (4) その他会員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 センターは前項の規定により会員登録を抹消したときは、会員に通知するものとする。

(アドバイザー)

第12条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは次の業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の統括
- (4) 援助活動の連絡調整・把握
- (5) 会員に対する講習会の実施
- (6) 地域リーダーの選任及び育成指導
- (7) 他のセンターとの連絡調整
- (8) 会員間のトラブルへの助言・指導
- (9) センターの経理事務等業務運営に関すること

(地域リーダー)

第13条 センターの円滑な援助活動を行うために、地域リーダーを置くことができる。

2 地域リーダーは次の業務を行う。

- (1) グループ会員の募集及び統括
- (2) アドバイザーと会員との連絡調整
- (3) 各地域リーダーとの連絡調整

3 地域リーダーは、アドバイザーが選任する。

(援助活動の内容)

第14条 会員が援助活動として行う援助は、概ね次に掲げる恒常的な又は臨時的なものとする。

- (1) 保育園等及び小学校の開始時間までの子どもの預かり。
- (2) 保育園等及び小学校終了後の子どもの預かり。
- (3) 保育園等又は小学校、塾等への送迎。
- (4) 病院や買い物等外出の際の子どもの預かり。
- (5) 冠婚葬祭及び学校行事等出席時の子どもの預かり。
- (6) その他会員の仕事と育児の両立のために必要と認められるもの。

2 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の自宅において行うものとする。但し、特別な事情が認められる場合は、依頼会員の自宅や他の場所において行うことができるものとする。

3 援助活動は、早朝・夜間に渡ることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

(援助活動の時間)

第15条 協力会員による援助活動の時間(以下「援助時間」という。)は、原則として午前6

時～午後 10 時までとする。但し、緊急時やむを得ない場合は、この限りではない。

2 援助時間は、最低1時間とし、以後30分を単位とする。

#### (援助活動の実施方法)

第16条 会員は援助を必要とする場合は、アドバイザー又は地域リーダー(以下「アドバイザー等」という。)に対して援助活動の申込みを行い、必要に応じ援助活動利用申込書(様式第5号)を提出するものとする。

2 アドバイザー等は、前項の規定により会員から援助の申込みを受けたときは、援助の内容、日時等を詳細に確認し、協力会員との連絡調整を行うものとする。

3 アドバイザー等は、原則として援助活動開始前に依頼会員及び協力会員との事前打合せを行い、援助活動が円滑にできるよう調整を行うものとする。

4 協力会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書(様式第6号)に援助の内容を記載し、依頼会員の確認を受けるものとする。

5 協力会員は、当月分の援助活動報告書を、翌月10日までにセンターに提出しなければならない。

#### (報酬等)

第17条 依頼会員は、協力会員に対し、別に定める基準に従って利用料及びその他の実費を援助活動終了後速やかに支払うものとする。

#### (交流会)

第18条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換を行うために、交流会を開催するものとする。

#### 附 則

この会則は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

別表(第17条関係)

## 阿蘇市ファミリーサポートセンター利用料金基準表

### 1、基本料金

1時間当たりの 利用料金基準額	1人目	2人目以降
平日(月曜日から金曜日) 午前7時から午後8時まで	600円	300円
平日(月曜日から金曜日) 午前6時から午前7時まで 午後8時から午後10時まで	700円	350円
土曜日・日曜日祝祭日 12月29日から1月3日まで 8月13日から8月15日まで	700円	350円

※援助活動時間は、1回につき最低1時間として、以後端数がある場合は、30分未満のときは1時間当たりの基準額の半額を、30分以上のときは、1時間当たりの基準額を加算する。

※兄弟姉妹を一緒に預ける場合は、2人目以降は基本料金を半額とする。

### 2、実 費

- ① 食事代、おやつ代は実費とする。ただし、判断しかねる時は、おやつ1回100円、食事1回100円～200円とする。
- ② ミルク、離乳食、オムツ等特定の物は、依頼会員が持参するものとする。
- ③ 送迎援助時の燃料代は、概ね1回当たり100円とする。(送迎時は必ずチャイルドシートを使用すること。)

### 3、支払い方法

- ① 基本料金及び実費はその日の活動終了後に支払うものとする。